

福岡県公報

平成25年9月17日
第3531号

目次

告示 (第1426号 - 第1429号)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 2
○一般競争入札の実施 (システム管理課) …………… 4
○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 7

収用委員会

- 土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) …………… 8

告示

福岡県告示第1426号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年8月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人築上豊前教育相談所・研究所
- 代表者の氏名
加來 康宣
- 主たる事務所の所在地
福岡県豊前市大字吉木554番地8 教育会館
- 定款に記載された目的

この法人は、地域に根ざした教育を創造するため、築上豊前地域の住民に対して、教育相談や教育講演会や交流活動などの事業を行い、学校教育・社会教育の今日的な諸課題を明らかにする中で、この地域の教育の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1427号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	500号	前	朝倉市江川320番1先から 朝倉市江川464番先まで	6.9 ～ 16.3	137.0
			後	朝倉市江川320番1先から 朝倉市江川464番先まで	10.6 ～ 29.5	124.0

福岡県告示第1428号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女 県道		瀬 高 久留米 線	前	筑後市大字中折地254番7先から 筑後市大字富久119番1先まで	13.9 ～ 38.0	2,450.4	うち県道柳川筑後線重用延長215.4メートル
			後	筑後市大字中折地254番7先から 筑後市大字富久119番1先まで	12.0 ～ 38.0	2,450.4	うち県道柳川筑後線重用延長215.4メートル

福岡県告示第1429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	瀬 高 久留米 線	筑後市大字島田412番先から 筑後市大字島田460番4先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

一般業務用パソコン賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年10月7日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成

27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

一般業務用パソコン賃貸借 3,514台

(2) 調達物品の特質等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

平成26年2月1日から平成31年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加審査資格申請書に必要事項を記入の上、平成25年10月7日（月）午後3時までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年10月28日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 納入しようとする物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を、仕様申立書作成要領に従い作成し、平成25年10月17日（木）午後3時までに、福岡県総務部システム管理課情報基盤係に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、システム管理課情報基盤係から補正又は説明を求められた場合に、平成25年10月25日（金）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期

間中でない者

- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部システム管理課情報基盤係（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号092-643-3194（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
(1) 交付期間
平成25年9月17日（火）から平成25年10月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 交付場所
5の部局とする。
- 10 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 受領期限
平成25年10月28日（月）午後5時00分
(3) 注意事項
ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所

渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月29日開封〈平成25年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約〉の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「10月29日開封〈平成25年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約〉の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- 12 開札
(1) 日時
平成25年10月29日（火）午後1時30分
(2) 場所
5の部局とする。
(3) 開札に立ち会うことを認められる者
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成25年10月28日（月）午前10時00分から午後2時00分までにシステム管理課情報基盤係へ「保証金等納付書」（システム管理課情報基盤係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証等についてのお願ひ」を参照のこと）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Personal Computer 3,514
- The details are described by the manual of this tender.
- (2) Period of Lease
From 1 February 2014 through 31 December 2019
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender.
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 PM 28 October 2013
- (5) Contact point for the Notice
Systems Management Division,
Fukuoka Prefectural Government Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka City, 812-8577,
Japan.
TEL 092-643-3194
FAX 092-643-3121

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年9月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称
久留米都市計画道路3・5・24号野中町高良内町線
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時
平成25年10月15日 午後7時から9時まで

- (2) 場所
久留米市役所3階303会議室（久留米市城南町15番地3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 久留米都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・24号御井町高良内町線	起点 久留米市御井町字榎木畑 終点 久留米市御井町字土居の内 主な経過地 久留米市御井町字長畑	約770メートル

- (2) 閲覧

平成25年9月17日から同年10月1日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市デザイン課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成25年10月1日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

- (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

- (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

- (3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東

公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年10月8日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成25年9月17日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第13号事件及び平成24年度福収明第13号事件

2 事業名

福岡都市計画道路事業3・3・25号那珂川宇美線

3 通知を受けるべき者

福岡県春日市下白水北三丁目82番所在の所有者不明に係る物件(動産)の所有者

4 通知すべき書類

平成25年9月17日付け24福収第23号-14「審理の開催について」